



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

S · O 生

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者	事業の種類	起業地	年月日
愛知縣知事	道路改築	愛知縣西春日井郡清洲町、春日村、中島郡大里村、稻澤町地内	二七、二六

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

東京横濱電鐵 玉川線駒澤停留場信號機新設及軌道運轉信號保
 安規程例外取扱の件認可
 東京横濱電鐵株式會社申請に係る乗客の激増に伴ひ駒澤停留場

法 令

折返電車増加せる爲場内信號機並入替信號機を新設し電車運轉の安全を計らんとするものにして尙本信號機新設場所は併用軌道なるを以て規定の現示方法にては一般車輛の進行を制御する慮あるに依り其の現示を特定せんとするの件は二月十六日監第三一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 五、〇〇〇型電車使用區間擴張の件認可

一、擴張使用車輛

形 式 設計認可年月日 同上指令番號 最大長 最大幅
 五、〇〇形電車 昭和五年十一月十三日 監第四、二七號 二五、〇〇米 二、四〇〇米
 二、擴張使用區間

角管分岐—角管—新田裏—大久保車庫前

東京市申請に係る角管、大久保、車庫前間二五、〇〇〇型電車々輛を使用せむとするの件は客年十二月十八日監第四、二一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 軌道假設物使用期限延期認可

京都市申請に係る昭和十五年八月五日監第二一五五號を以て認可せる四條大橋改修工事第二期假軌道使用期限は昭和十六年十月三十一日迄の處橋梁工事資材配給不圓滑の爲之が竣功遅延し目下工事中にして明年九月末日竣功の豫定に付該假軌道使用期限を昭和十七年九月三十日迄延期せんとするの件は事情不得止ものと認められ三月十日監第三八五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道 會社合併の件認可

南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は近年和歌山市を中心として其の附近に殷賑産業の勃興を見るに及び同地方は俄然産業上將又國防上愈其の重要性を加へ來り之れが交通運輸の使命を達成せんが爲めには速かに時代に順應して舊態を刷新すべきは論を俟たず然る處從來同方面に於ける運輸機關としては和歌山市に於て南海鐵道株式會社と連絡する加太電氣鐵道株式會社線有り右の情

勢は現在の連絡運輸に止まるを許さず更に一層高度の輸送の圓滑化を要求するに立至り茲に於て南海鐵道株式會社は加太電氣鐵道株式會社沿線工業の飛躍的發展と産業文化の伸張に寄與し更に將來に於ける交通施設の整備改良に對する資本を強化せんが爲加太電氣鐵道株式會社を合併し以て交通の一元的運営を企圖し且又交通事業調整の國家的目的にも副はんとするの件は一月三十一日監第三三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 寶塚線工事方法變更並に假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線釜ヶ池停留場は隣接の大阪第二飛行場建設に關し昭和十三年十月七日附を以て擴張のため工事方法變更認可申請致し且つ昭和十三年十月八日附を以て建造物一部假設工事施行方届出の通り差當り其の乗降施設の一部を應急改良し今日に及びたる處同飛行場は其後益々重大性を増し且又非常時局の進展に伴ひ世界有數の完備せる空港と爲すべく目下着々擴張工事進捗中にして昭和十七年度中には竣功豫定にある然るに同飛行場と都心を結ぶ地上輸送連絡機關としての使命達成上最も緊要なる本停留場の設備は舊態依然として遺憾の點多く之が改善を考究しつゝありし折柄飛行場當局よりも整備擴充に就き要望もあり本停留場の改築工事を施行せんとするものなるも時局を考慮し第一、第二期工事に分け構内路盤の構築乗降場の擴張、架

道橋の新設改集札設備及隣前廣場等比較的鐵鋼量使用少きものを第一期工事として今般急施し以て輸送の圓滑を期し而して待避線側線及線等軌條敷設を第二期工事として追而施行せんとするの件は格別支障無く三月十二日監第四〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府・兵庫縣

阪神電氣 電動客車設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る昨年十二月二十四日監第三九二一號認可に係る電動客車十五輛新造の件は時局資材入手難の爲車體構造並に電氣機器の一部を變更せんとする件は二月十六日監第三〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 軌道客車設計變更認可

名古屋市中申請に係る客年十月十九日道第一、二五一號申請に係る使用中の單車一七〇號ボギー車四四輛を設計變更の件は其の後一五輛は既に設計變更の認可を得たるを以て之單車一五五輛ボギー車四四輛に改め之が車輛の座席廢止部分に握棒を設け客車立席を増加し輸送力の増大と乗客の利便を圖らんとするの件は工事費一九、九〇〇圓(電車收入支辨)にして格別支障無く一月十日監第四、五一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

香川縣

四國水力電氣、讚岐電鐵(發起人武田謙外十二名) 軌道讓渡の件認可

件認可

四國水力電氣株式會社、讚岐電鐵株式會社(發起人武田謙外十二名)連署を以て申請に係る今次配電統制令の實施に伴ひ四國水力電氣株式會社は配電統合に適應せる兼營の電氣鐵道事業及投資不動産有價證券を新に創設する讚岐電鐵株式會社に現物出資を以て讓渡せむとするの件は二月二十八日監第四六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛媛縣

伊豫鐵道電氣・伊豫鐵道(發起人大宰孫九外十五名)

伊豫鐵道電氣株式會社所屬軌道を伊豫鐵道株式會社發起

人へ讓渡の件認可

伊豫鐵道電氣株式會社、伊豫鐵道株式會社設立發起人連名申請に係る電力管理強化の爲伊豫鐵道電氣株式會社の資本の大部を構成せる電氣供給事業を日本發送電株式會社及四國配電株式會社へ出資する事になり殘存事業にありては大なる資本を有す必要無爲會社經營に適當なる資本金四萬圓を以て伊豫鐵道株式會社を設立の爲の發起人となり殘存せる鐵道業、軌道業、小運送及運送取扱業、土地建物業の現物出資を爲し事業の堅實なる運營を圖らんとする件は通牒を附し二月二十七日監第四七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。